

阿波市雇用促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市におけるUターン者、Iターン者、Jターン者及び新規学卒者の正規雇用の場を確保するため、予算の範囲内において雇用主に対しこれらの者に支給する給与の一部を助成することについて、阿波市補助金交付規則（平成17年阿波市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、本市への定住の促進を図り、もって地域の活性化の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) Uターン者 本市に一度住所を有していた者で、本市から転出した後、3年以上が経過した後に再度本市に転入したものをいう。ただし、同一企業内での転勤による者は、該当しない。
- (2) Iターン者・Jターン者 過去において本市に一度も住所を有していなかった者をいう。ただし、同一企業内での転勤による者は、該当しない。
- (3) 新規学卒者 本市に住所を有する者で高等学校、短大、大学等（通信教育を除く。）を卒業し、卒業月の翌月から起算して3月を経過しないものをいう。
- (4) 正規雇用 次に掲げる全てに該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間のない雇用であること。
 - イ 1週間の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
 - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されること。
 - エ 厚生年金及び健康保険に加入していること。

(交付要件及び額)

第3条 阿波市雇用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付要件及び額は、別表に定めるものとする。

(交付対象期間)

第4条 助成金の交付対象期間は、雇入れの日の翌月から起算して、6箇月とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿波市雇用促進助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、雇入れの日から起算して3月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 賃金支払計画書（別紙）
- (2) 雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (3) 対象労働者が前年度に卒業したことを証明できる書類（新規学卒者のみ）

- (4) 戸籍の附票（Uターン者、Iターン者及びJターン者のみ）
- (5) 雇用保険、厚生年金保険及び健康保険に加入したことを証するものの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条に規定する交付対象期間が市の会計年度（以下「年度」という。）を超えると
きは、年度ごとに申請を行うものとする。この場合において、交付対象期間の最終の
月が含まれる年度の交付申請は、当該年度の4月15日までに申請しなければならない
い。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、
交付の適否を決定してその旨を阿波市雇用促進助成金交付決定通知書（様式第2号）に
より申請者に通知する。ただし、市長が適当でないと判断したときは、この限りでな
い。

2 前項の場合において、前条第2項に規定する場合における申請であるときは、年度
ごとに交付決定を行うものとする。

（交付の制限）

第7条 市長は、次に掲げるものに対しては助成金の交付の対象としないこととする。

- (1) 国県及び市町村から直接又は間接的に補助金等を受ける事業者
- (2) 国県及び市税に未納の金額がある事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2
条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の事務所又はイ
ンターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
(平成15年法律第83号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (4) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に関する事業者
- (5) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- (6) 労働関係法令に違反している事業者
- (7) 清算手続中、破産手続中、再生手続中、更生手続中、承認援助手続中又は特別
清算に関する手続中である事業者
- (8) 事業主又は事業所の取締役若しくは監査役の2親等以内の親族を対象労働者と
して雇用した事業者
- (9) その他市長が不相当と認める事業者

（助成事業の変更、中止又は廃止）

第8条 第6条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」とい
う。）は、当該交付決定のあった事業（以下「助成事業」という。）の内容に変更が
生ずる場合、阿波市雇用促進助成金事業〔変更・中止・廃止〕承認申請書（様式第3
号）を提出し、阿波市雇用促進助成金事業〔変更・中止・廃止〕承認書（様式第4号）
により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 助成事業者は、第6条の規定による交付決定を受けた対象労働者を雇入れの日の翌月から起算して6月以上の間、常用雇用したとき（前条の規定による助成事業の変更の承認を受けたときを含む。）は、速やかに助成事業の成果を記載した阿波市雇用促進助成金事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第6条第2項の規定により交付対象期間の最初の月が含まれる年度の交付決定を受けたときは、当該年度分の実績報告書を当該年度の3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 助成金の交付対象期間における対象労働者の出勤簿の写し
- (2) 助成金の交付対象期間における対象労働者の賃金台帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかにその額を助成事業者へ阿波市雇用促進助成金事業に係る助成金額確定通知書（様式第6号）により通知する。

(助成金の支払)

第11条 助成金の支払は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後阿波市雇用促進助成金請求書（様式第7号）により行うものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した助成金（第6条第2項の規定により交付対象期間の最終の月が含まれる年度の交付決定を受けている場合にあつては、当該交付対象期間の最初の月が含まれる年度分として交付した助成金を含む。）の全部または一部を返還させることができるものとする。

- (1) 助成金の申請に偽りその他不正行為があつたとき。
- (2) 助成金の交付に関して付した要件に違反があつたとき。
- (3) 交付されるべき助成金の額を超えて、助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、返還する必要があると認められたとき。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年3月31日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の阿波市雇用促進助成金交付

要綱第5条第2項、第6条第2項、第9条ただし書、第12条及び別表の規定は、平成30年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

| 交付要件 | 助成額 |
|--|---|
| <p>(1) 本市に住所を有する事業所を持つ企業団体等であること。</p> <p>(2) 本市に住所を有するUターン者、Iターン者、Jターン者及び新規学卒者を新たに期間の定めのない雇用を行い、その雇用者を雇入れの日の翌月から起算して、6月以上継続して雇用すること。</p> <p>ア Uターン者、Iターン者及びJターン者については、住所を阿波市に移してから1年以内の雇用であること。</p> <p>イ 新規学卒者については、申請年度の前年度に高等学校、短大、大学等を卒業し、3月を経過しない者の雇用であること。</p> <p>(3) 対象労働者の勤務地が阿波市内であること。</p> <p>(4) 対象労働者が雇用保険の適用並びに社会保険及び健康保険の加入をしていること。</p> <p>(5) 対象労働者は、18歳以上であること。</p> <p>(6) 過去に助成金交付の確定（第6条第2項の規定により交付対象期間の最終の月が含まれる年度の交付決定を受けようとする場合にあっては、当該交付対象期間の最初の月が含まれる年度に係る助成金交付の確定を除く。）に至った対象従業員でないこと。</p> | <p>対象労働者に対し支払った月額基本給与の1/3×6箇月分 （月額限度額50,000円×6箇月分）</p> <p>助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> |